

# 空知教育センター組合職員定数条例

平成19年3月5日  
条 例 第1号

空知教育センター組合職員定数条例（昭和43年空知教育研修センター組合条例第11号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第138条第6項、第172条第3項及び第200条第6項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第19条の規定に基づき、職員の定数に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において「職員」とは、組合長の事務部局並びに議会及び監査委員並びに教育委員会の各機関に常時勤務する一般職に属する職員（臨時的任用職員を除く。）をいう。

（定数）

第3条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 組合長の事務部局の職員 6人
- （2） 議会の書記長、書記その他の職員 4人
- （3） 監査委員の書記長、書記その他の職員 4人
- （4） 教育委員会の指導主事、事務職員、技術職員その他の職員 4人

2 前項第2号から第4号までの職員は、組合長の事務部局の職員がこれを兼ねることができる。

（定数外の職員）

第4条 次に掲げる職員は、前条に規定する職員の定数外とする。

- （1） 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第2項及び滝川市の条例の準用に関する条例（昭和55年空知教育研修センター組合条例第2号）第1条第2号において準用する職員の分限及び懲戒に関する条例（昭和51年滝川市条例第41号）第2条の規定による休職者
- （2） 兼務者

2 前項第1号に掲げる職員が職務に復することにより前条の定数を超えるときは、その定数に欠員が生ずるまでその職員を定数外とすることができる。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月22日条例第1号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年6月3日条例第1号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の場合においては、第1条の規定による改正後の空知教育センター組合の議会議員等の

議員報酬等及び費用弁償に関する条例及び第2条の規定による改正後の空知教育センター組合職員定数条例の規定は適用せず、第1条の規定による改正前の空知教育センター組合の議会議員等の議員報酬等及び費用弁償に関する条例及び第2条の規定による改正前の空知教育センター組合職員定数条例の規定は、なおその効力を有する。